

## 新型コロナウイルス感染症に対する各種施策について

### 1. マル経融資制度の拡充【名古屋商工会議所／日本政策金融公庫】

内 容：別枠 1,000 万円、当初 3 年間金利は一律▲0.9%(1.21%→0.31%)  
据置期間を運転 3 年、設備 4 年に延長する。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen\\_m.html#covid\\_19](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19)

(参考：マル経 運転・設備資金 2000 万円、  
運転 7 年／据置 1 年、設備 10 年／据置 2 年)

対 象：最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して 5%以上減少している小規模事業者

適 用：3 月 17 日～開始

### 2-1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度【日本政策金融公庫】

内 容：運転及び設備 6000 万円、無担保、設備 20 年・運転 15 年（うち据置 5 年）、  
金利は当初 3 年間 ▲0.9%（1.36%→0.46%）

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

対 象：最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して 5%以上減少した方。  
個人事業主（フリーランス含み小規模事業に限る）について柔軟に対応。

問合先：日本政策金融公庫各支店

備 考：「新型コロナウイルスに関する相談窓口（融資制度等）」（日本政策金融公庫 HP）

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

「政府系金融機関の融資をご検討されている方へ（相談窓口に寄せられたよくある質問）」（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq2.pdf>

### 2-2. 特別利子補給制度【日本政策金融公庫】

内 容：上記特別貸付を利用した事業所を対象に利子補給、  
借入後当初 3 年間、補給対象限度額 3000 万円。

→特別貸付と併用で 3 年間は実質無利子に。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid\\_19\\_faq\\_jisshitsumurishika.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf)

対 象：個人事業主（小規模）→要件なし

小規模（法人）→売上高▲15%減

中小企業→売上高▲20%減

問合先：日本政策金融公庫各支店

### 3. 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金【愛知県／愛知県信用保証協会】

内 容：運転資金 5000 万円、融資期間 3 年、利率年 1.2%、信用保証料無料（県が全額負担）、据置 1 年、無担保・法人代表者以外の連帯保証人は不要

対 象：最近 1 ヶ月の売上高又は売上高総利益額（以下、売上高等）が、前年同月又は 2 年前同月の売上高等に比べて減少していること

期 間：3 月 9 日～8 月 31 日

問合先：愛知県信用保証協会 特別窓口 TEL 0 1 2 0 - 4 5 4 - 7 5 4

[https://www.cgc-aichi.or.jp/media/001/202003/covid19\\_pref.pdf](https://www.cgc-aichi.or.jp/media/001/202003/covid19_pref.pdf)

愛知県 中小企業金融課 TEL 9 5 4 - 6 3 3 3

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/kinyu0304.html>

### 4. セーフティネット貸付【日本政策金融公庫】

内 容：運転及び設備 4800 万円、設備 15 年・運転 8 年（据置 3 年）、  
基準金利 1.91%（貸付期間・担保有無等により変動）

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07\\_keieisien\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html)

対 象：「売上高が 5%以上減少」の数値要件にかかわらず、今後影響が見込まれる事業者も融資対象。

問合先：日本政策金融公庫各支店

### 5. セーフティネット保証 4 号・5 号【名古屋市中小企業振興センター】

内 容：信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度

4 号認定（突発的災害）

<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000099394.html>

5 号認定（業況の悪化している特定業種）

<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000099395.html>

手続き：①融資を希望する金融機関にどちらに該当するか相談する。

②必要書類を準備し、名古屋市中小企業振興センター（吹上ホール 6 階）へ認定申請を行う（受付時間 9：00～11：00、13：00～16：00）。

③希望する金融機関に認定書を持参し、保証付き融資を申込み。

問合先：名古屋市中小企業振興センター 経営支援課 TEL 7 3 5 - 2 1 0 0

## 6. 雇用調整助成金の特例【愛知労働局 あいち雇用助成室】

内 容：雇用保険の加入が必須。休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）  
＜大企業 1/2・中小企業 2/3、対象労働者 1 人 1 日当たり 8330 円が上限＞  
「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者」を対象とした特例措置

<https://www.mhlw.go.jp/content/000612660.pdf>

問合先：あいち雇用助成室（中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 11 階）TEL 2 1 9 - 5 5 1 8

備 考：「雇用調整助成金をご検討されている方へ（相談窓口寄せられたよくある質問）」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq4.pdf>（経済産業省 HP）

## 7. 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口【愛知労働局】

内 容：新型コロナウイルス感染症に関して、労働者を休業させたいがどうしたらよいか、  
国としての助成制度はあるのかななどの相談に対応。

問合先：愛知労働局 雇用環境・均等部（中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階）

TEL 9 7 2 - 0 2 6 6

以上